

# 国による新たな税制の検討状況

平成29年5月林野庁公表資料

# 「市町村主体の森林整備」の具体策(案)について

平成29年5月  
林野庁

## <目次>

1. 森林の有する多面的機能と森林整備の必要性	.....1
1-1. 我が国の森林の面積等	.....2
1-2. 森林の有する多面的機能について	.....3
1-3. 適切な森林整備・保全の推進の必要性	.....4
【参考】森林整備の意義	.....6
1-4. 森林整備の方向性	.....7
1-5. 森林整備を巡る課題	.....8
1-6. 新たな森林整備対策の推進	.....10
2. 市町村が主体となった新たな森林整備対策	.....11
2-1. 新たな森林整備対策と森林環境税(仮称)との関係	.....12
2-2. 森林整備に係る国・県・市町村の役割と財政負担の状況	.....13
【参考】森林整備に係る市町村の役割の沿革	.....15
2-3. 新たな仕組みの検討(民有林整備に係わる課題解決の方向)	.....16
2-4. 新たな森林整備の方向性(市町村主体の新たな仕組みの検討)	.....17
2-5. 市町村からの働きかけについて	.....18
2-6. 間伐等の市町村実施について	.....19
2-7. 寄附による公有林化を通じた森林の適正管理について	.....20
2-8. 市町村が主体となった新たな森林整備対策のイメージ	.....21
【参考】市町村が主体となった森林整備の例	.....22

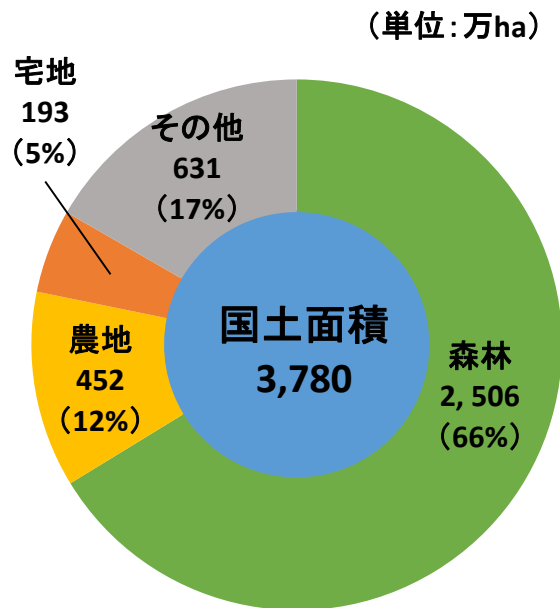
1. 森林の有する多面的機能と森林整備の必要性

2. 市町村が主体となった新たな森林整備対策

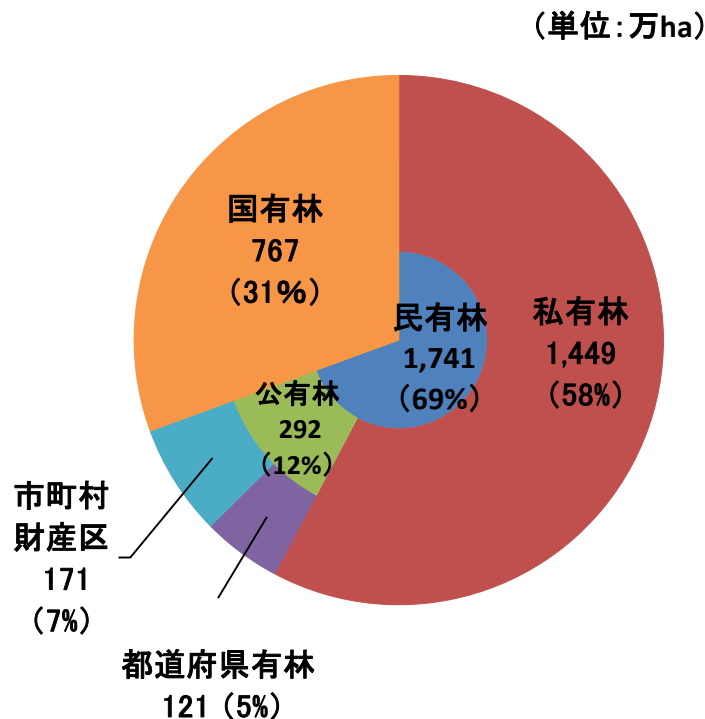
# 1-1. 我が国の森林の面積等

- 我が国の森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万haであり、所有形態別にみると森林面積の69%（私有林58%、都道府県5%、市町村等7%）が民有林である。
- 森林面積の約41%に相当する約1,000万haが人工林である。また、人工林面積のうち民有林が77%と大半を占めている。

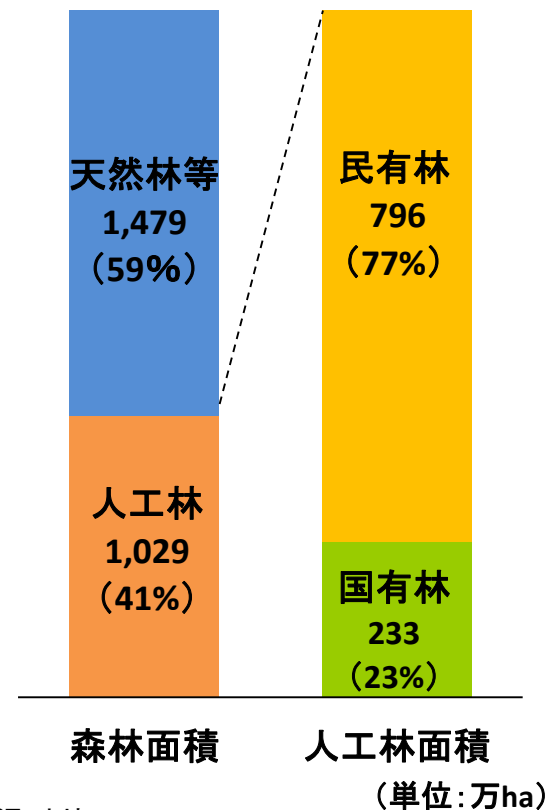
■ 国土面積と森林面積の内訳



■ 森林の所有形態



■ 森林面積の内訳



資料:国土交通省「平成27年度土地に関する動向」より (国土面積は平成26年の数値)  
 注1:計の不一致は四捨五入による。  
 2:林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

資料:林野庁「森林資源の現況」より  
 注1:平成24(2012)年3月31日現在の数値。  
 2:計の不一致は四捨五入による。

# 1-2. 森林の有する多面的機能について

- 森林は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有している。
- 森林の有する多面的な機能は、私たちの安全で安心な暮らしや、経済・社会の発展、地域の活性化などを支えており、国民からも様々な期待が寄せられている。

## ■ 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円

### ○ 土砂災害防止／土壌保全

- ・表面侵食防止【28兆2,565億円】
- ・表層崩壊防止【8兆4,421億円】等



### ○ 保健・レクリエーション

- ・保養【2兆2,546億円】
- ・行楽、スポーツ、療養



### ○ 物質生産

- ・木材(建築材、燃料材等)
- ・食料(きのこ、山菜等) 等



### ○ 快適環境形成

- ・気候緩和
- ・大気浄化
- ・快適生活環境形成



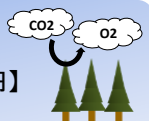
### ○ 水源涵養

- ・洪水緩和【6兆4,686億円】
- ・水資源貯留【8兆7,407億円】
- ・水質浄化【14兆6,361億円】等



### ○ 地球環境保全

- ・二酸化炭素吸収【1兆2,391億円】
- ・化石燃料代替エネルギー【2,261億円】
- ・地球の気候の安定



### ○ 生物多様性保全

- ・遺伝子保全
- ・生物種保全
- ・生態系保全



### ○ 文化

- ・景観・風致
- ・宗教・祭礼
- ・学習・教育
- ・伝統文化
- ・芸術
- ・地域の多様性維持



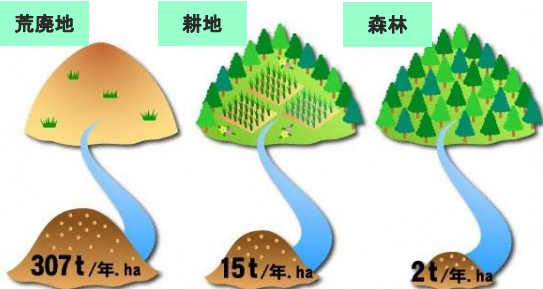
## ■ 国民の森林に期待する働き

順位	機能
1	災害防止
2	温暖化防止
3	水資源の涵養
4	木材生産
5	野生動植物生息の場
6	野外教育
7	保健休養
8	大気浄化・騒音緩和
9	林産物生産

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27年)  
 注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。  
 注2：選択肢は、特になし、わからない、その他を除いて記載。

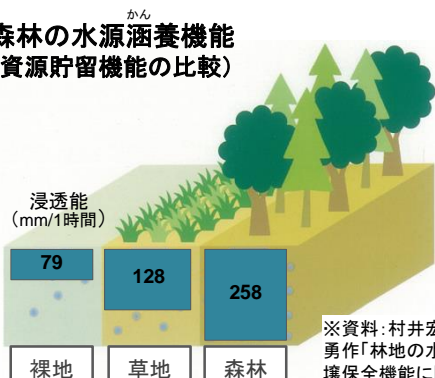
資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料(平成13年11月)  
 注：【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価(年間)したものの。いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

## ■ 森林の国土保全機能 (流出土砂量の比較)



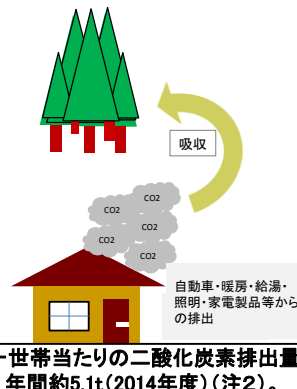
資料：丸山若三「森林水文」実践林業大学1970

## ■ 森林の水源涵養機能 (水資源貯留機能の比較)



※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」(1975)

## ■ 森林の二酸化炭素吸収・固定機能



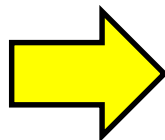
我が国全体の森林による吸収量 4,990万t(注1)は約1千万世帯分の二酸化炭素排出量とほぼ同じ

注1：環境省ホームページ(2014年度の温室効果ガス排出量(確報値))  
 →[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/2014\\_kakuho\\_gaiyo\\_u.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/2014_kakuho_gaiyo_u.pdf)より  
 注2：全国地球温暖化防止活動推進センター  
 →[http://www.jccca.org/home\\_section/homesection01.html](http://www.jccca.org/home_section/homesection01.html)より

# 1-3. 適切な森林整備・保全の推進の必要性 ①

- 森林の多面的機能を十全に発揮させるためには、森林の適切な整備・保全を行うことにより、森林を健全な状態で維持・管理していくことが必要である。
- 適切な森林整備が行われなければ、森林が荒廃し、水の供給に支障を及ぼしたり、土砂崩れ等の災害が発生しやすくなったり、CO2の吸収能力が低下するなどし、国民生活に大きく影響。
- また、近年、集中豪雨の頻発など異常気象の増加による災害の激甚化が懸念されており、国民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっている。

## ■ 手入れが行われず荒廃した森林



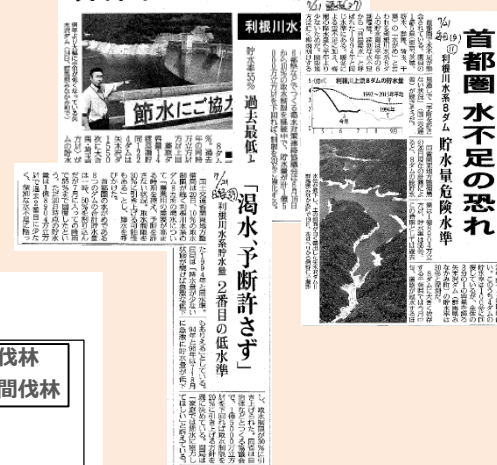
## ■ 国土保全機能の低下 (土砂の流出や流木の発生)



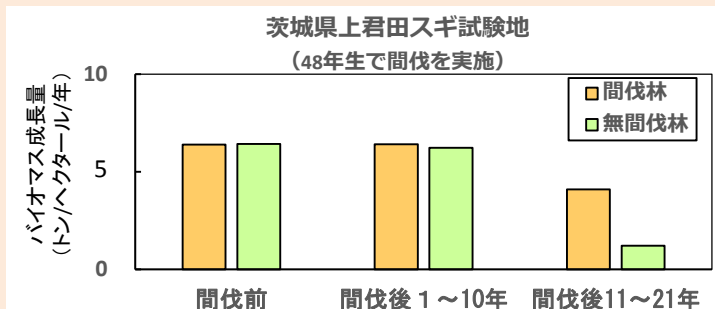
## ■ 水源涵養機能の低下 (河川の増水)



## (喝水に関する新聞記事の例) 首都水がめなお渴水



## ■ CO2吸収機能の低下 (間伐林と無間伐林の生長量比較の例)



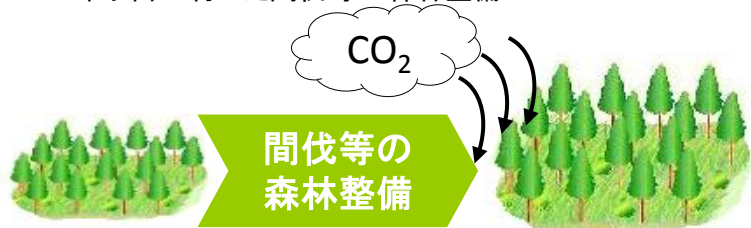
資料：森林総合研究所「平成16年度研究成果選集」(2004)を林野庁で一部加工。

# 1-3. 適切な森林整備・保全の推進の必要性 ②

- 我が国は2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減以上とすることを国際約束しており、森林吸収源で2.7%以上を確保することとしている。目標達成のためには、国・地方を通じた適切な森林整備（年間52万haの間伐等）により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠。
- さらに、2016年11月に発効したパリ協定においては、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成することとされ、これに向け、我が国も森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施する必要がある。

## ■ 間伐等による森林吸収量の確保(2020年度まで)

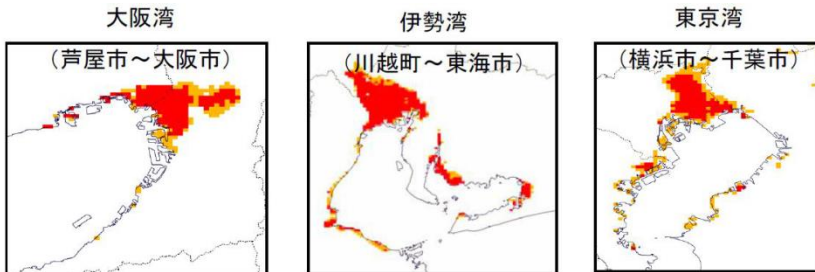
- 1990年以降に人為活動(「新規植林」※1、「再植林」※1、「森林経営」※2)が行われている森林において吸収されたCO<sub>2</sub>全てを吸収量としてカウント。
- ※1: 1990年時点で森林でなかった土地に植林
- ※2: 1990年以降に行った間伐等の森林整備



## ■ 地球温暖化による影響の例

- 平均海面水位が59cm※上昇した場合、日本の三大湾のゼロメートル地帯の面積は5割増大と予測される

※59cmはIPCC第4評価報告書で21世紀末に予測される世界平均海面上昇量の予測の上限を想定



	現状	海面上昇後	倍率
面積(km <sup>2</sup> )	577	879	1.5

出典: 国土交通省第7回大規模水害対策に関する専門調査会「地球温暖化に伴う気候変動について」

## ■ パリ協定について

### パリ協定とは

- 開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
- 2015年のCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択。2016年11月に発効。



### パリ協定の概要

- 世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施。(削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる)
- 削減目標は5年ごとに提出・更新。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 開発途上国への資金支援について、先進国は義務、開発途上国は自主的に提供することを奨励。

### 森林関連分野の概要

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の実施及び支援を奨励。

# 【参考】森林整備の意義

- 森林の多面的機能を発揮させるためには、植栽、下刈り、間伐等によって健全な森林を育てる「森林整備」が必要。地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として年平均52万haの間伐の実施を目標に設定。

## ■ 森林整備(イメージ)



3 回程度

植栽



苗木を植え付ける。植え付けた木を植栽木という。

下刈り



植栽木に日光が当たるよう、雑草や灌木を刈り払う。

除伐



植栽木の成長を妨げる雑木や形質の悪い植栽木を取り除く。

間伐



樹木の成長に応じて、一部の植栽木を伐採し、立木密度を調整する。

主伐



伐採し、木材として利用する。

## 森林の適切な更新

伐採後に再び苗木を植えることで、森林が適切に更新される。

## ■ 間伐の重要性

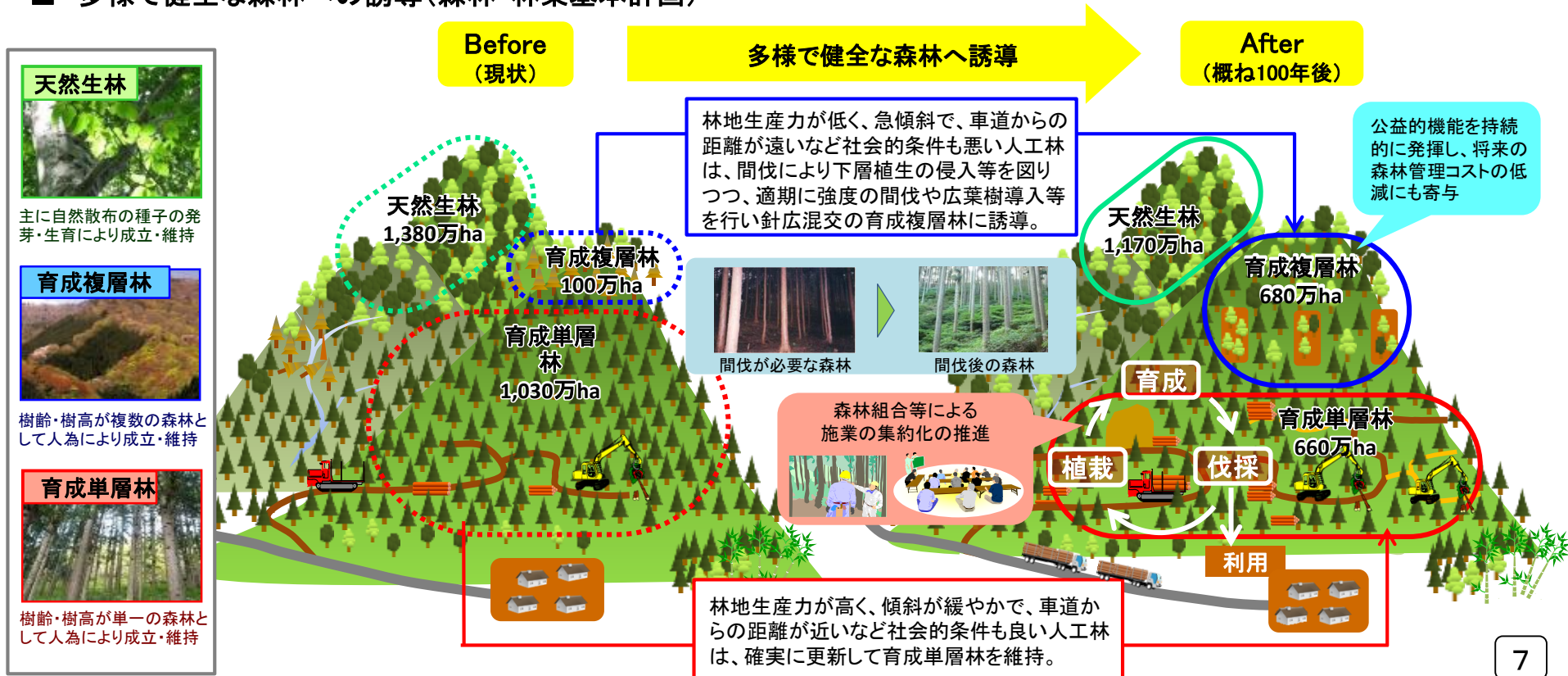
- ✓ 残存木の成長や根の発達が促され、風雪害に強い森林となる。
- ✓ 林内の光環境が改善し、下層植生が繁茂し表土の流出を防ぐ。
- ✓ 多様な動植物の生息・生育が可能になり、種の多様性が向上。
- ✓ 病虫害に対する抵抗性が向上する。
- ✓ 国際ルール上、森林吸収源として算入可能。



# 1-4. 森林整備の方向性

- 民有林の整備については、森林法等に基づき森林所有者等の自発的な施業を促すことを前提として、
  - ① 森林組合や林業事業体等が森林所有者等に施業の集約化や高性能林業機械を用いた間伐等を働きかけ、植栽・保育・伐採のサイクルによる森林資源の循環利用が進むことを支援するとともに、
  - ② 自然的・社会的条件から①の取組が期待し難い箇所については、公的主体も関与しつつ、強度の間伐等により複層林への誘導等を進めることにより、林業の成長産業化の実現と森林の公益的機能の高度発揮を目指している。

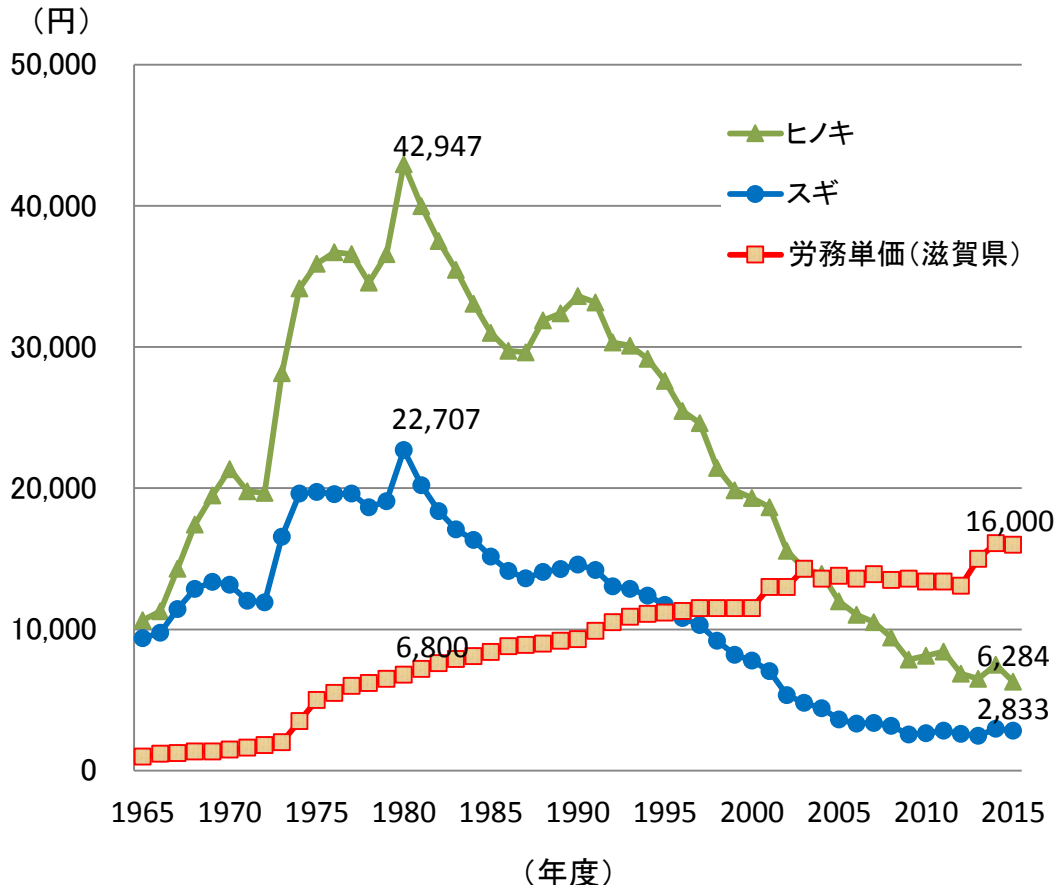
## ■ 多様で健全な森林への誘導(森林・林業基本計画)



# 1-5. 森林整備を巡る課題 ①

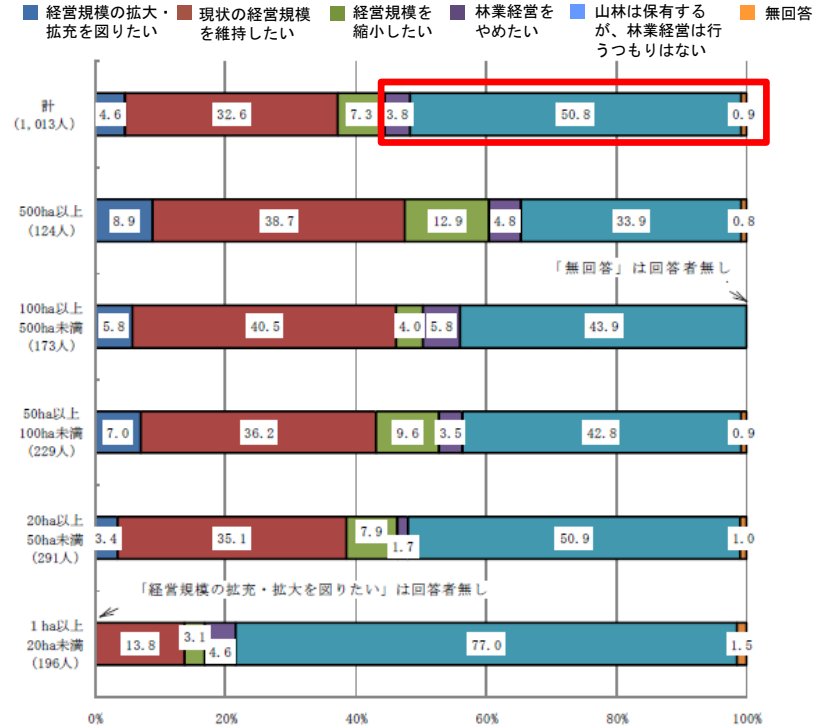
○ 森林整備を支える林業経営は、輸入材との競争等により木材価格の低迷が長期化し、採算性が低下したため、林業経営をやめたい、行うつもりはないと考えている森林所有者も増えており、中には市町村や森林組合に対し売却や寄附の問い合わせをするケースも見られる。

## ■ 山元立木価格(円/m<sup>3</sup>)と林業関係労務単価(円/人・日)の推移



資料：一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」滋賀県業務資料

## ■ 森林所有者の経営意欲の低下(今後の林業経営の意向)



資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」(H23)

## ■ 市町村、森林組合への山林の売却・寄附に関する問合せ状況

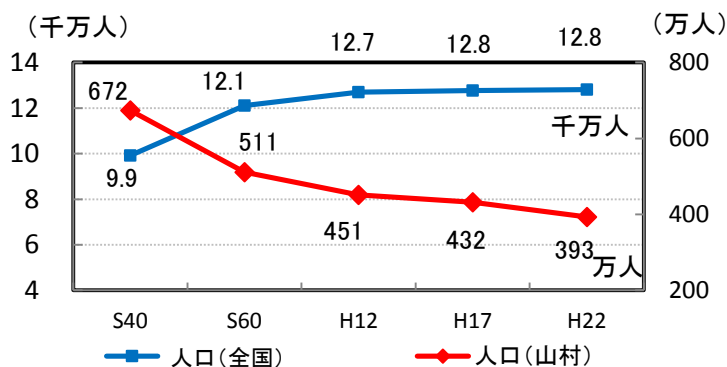
過去5年間に於いて、山林の売却・寄附に関する問合せを受けたことがある	市町村	27.7%
	森林組合	68.1%

※ 林野庁業務資料より

# 1-5. 森林整備を巡る課題 ②

- また、山村地域では、人口減少が進み、不在村の森林所有者も多くなっている。
- 森林に関心がない所有者は、相続をしても登記をしないことなどから、誰が所有しているのか、どこが境界なのかもわからず放置される森林が増えている。

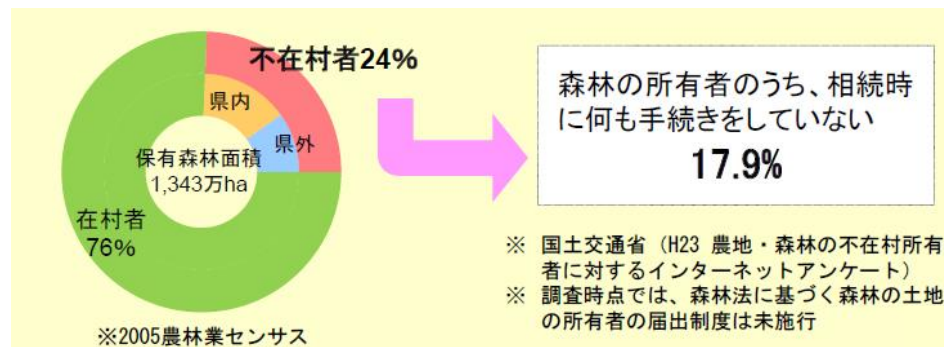
## ■ 山村人口の推移



資料：農林水産省「山村カード調査」、総務省「国勢調査」

## ■ 森林所有者の不在村化

- 森林所有者の4人に1人が不在村、その5人に1人は相続時に何も手続きをしていない。



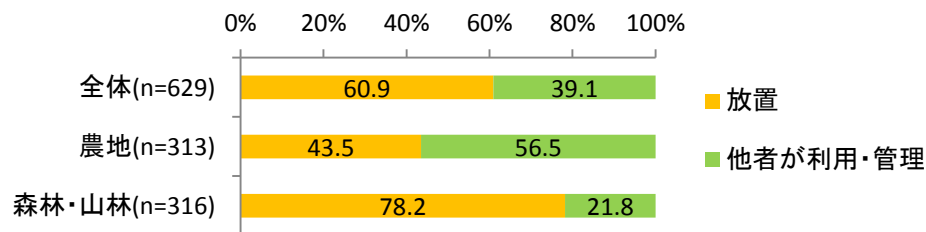
## ■ 地籍調査の進捗状況 (H25年度末)

宅地	農用地	林地	合計
53%	72%	44%	51%

※ 国土交通省業務資料

## ■ 農地・森林の不在村所有者の実態

- 国土交通省が実施したインターネットアンケート調査結果によれば、不在村森林所有者の8割程度が所有森林を放置している。



農地・森林の不在村森林所有者に対するインターネットアンケート調査結果 (国土交通省) より

# 1-6. 新たな森林整備対策の推進

○ 国民の皆様の理解と協力を得つつ、これらの課題を解決しながら適切に森林の整備・保全を行うことにより、森林の多面的な機能が発揮され、温室効果ガス削減の国際約束の達成に貢献するとともに、国民の安全で安心な暮らしを確保。

## ■ 森林整備の主な効果



林床に光が差し込むことにより  
下層植生が回復

土壌浸食・  
流出の防備



適切な伐採や広葉樹の導入等  
により針広混交林へ誘導

自然災害への  
抵抗力の向上



間伐により樹木の成長が促進



適切な森林整備

水源涵養  
機能の向上



複層林化による多様な森づくり

二酸化炭素の  
吸収量増加

生物多様性の  
保全

1. 森林の有する多面的機能と森林整備の必要性

2. 市町村が主体となった新たな森林整備対策

## 2-1. 新たな森林整備対策と森林環境税(仮称)との関係

- 昨年末の与党税制改正大綱において、森林環境税は、所有森林に無関心な所有者への働きかけといった施策を講じることにより、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てることとされたところ。

### 平成29年度税制改正大綱(抜粋)(自民党・公明党 平成28年12月8日)

#### 第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

##### 6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

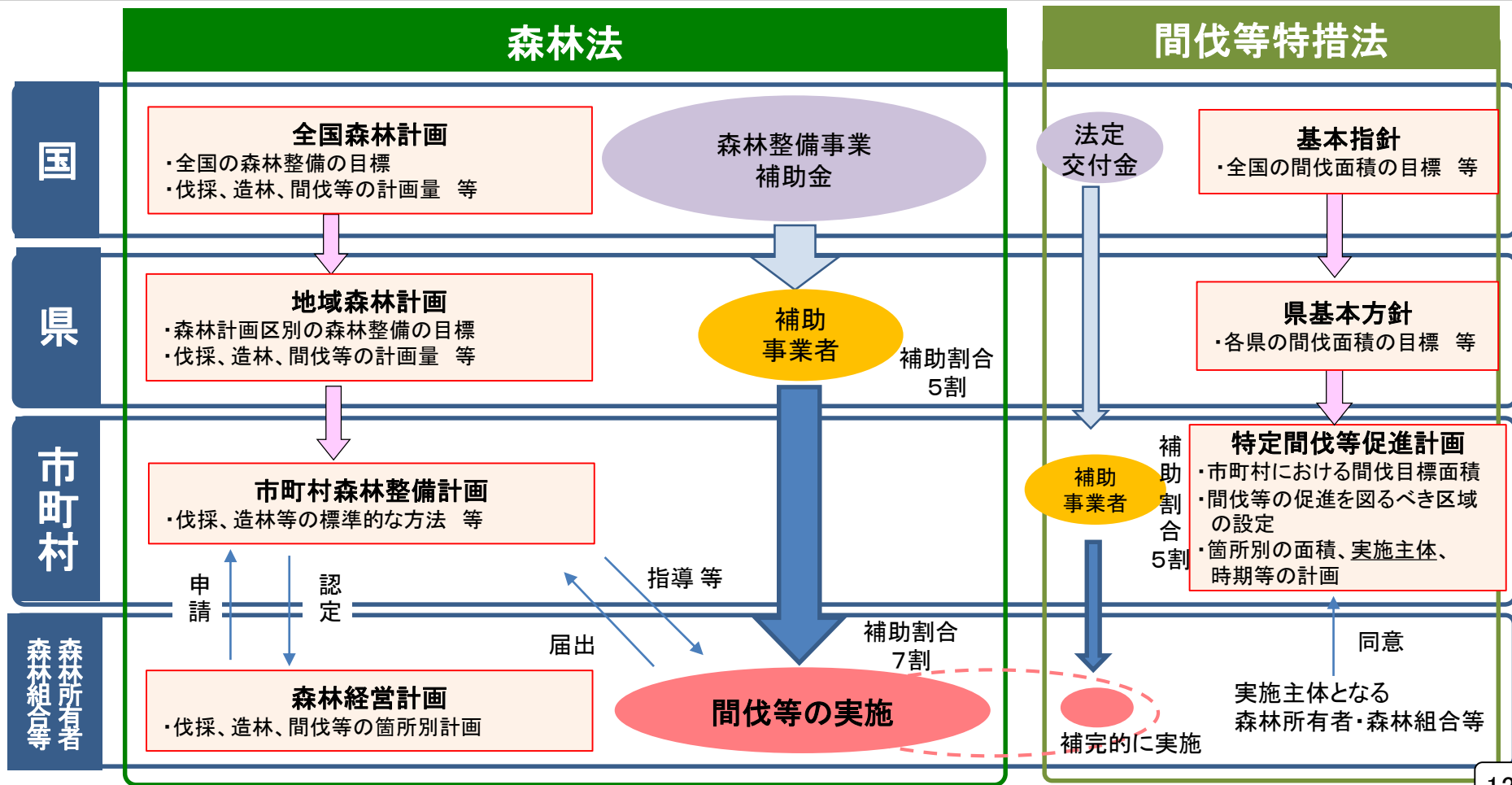
このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

## 2-2. 森林整備に係る国・県・市町村の役割と財政負担の状況①

- 民有林における森林整備は、「森林法」に基づき 国・県が示す長期の整備目標と市町村が示す標準的な施業方法等の下で、国庫補助金を活用しつつ、森林所有者や森林組合等による自発的な施業を促すことが基本。所有者・森林組合等への補助は県が行い、市町村は所有者・森林組合等が作成する箇所別計画(森林経営計画)の認定等を実施。
- また、森林吸収源対策の推進のための「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(間伐等特措法)では、市町村は、間伐等の促進を特に図るべき区域について、地域の実情に応じた具体的かつ実効性の高い箇所別計画をとりまとめ、国からの法定交付金を用いて、支援を実施。



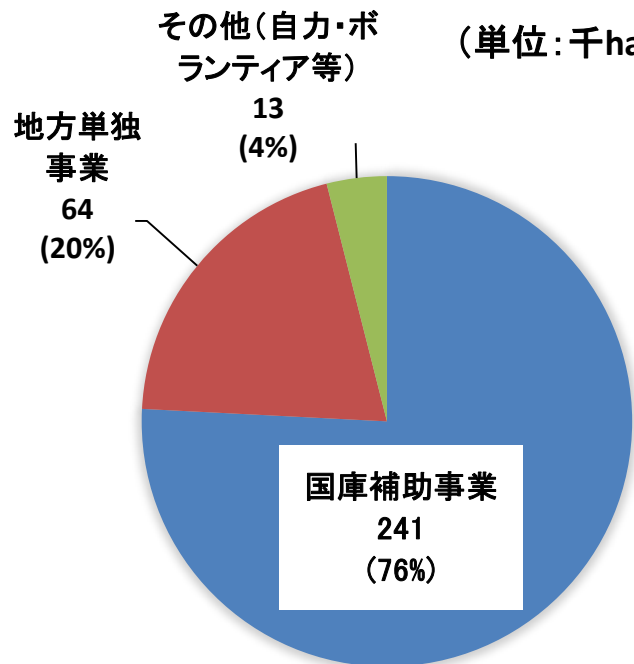
## 2-2. 森林整備に係る国・県・市町村の役割と財政負担の状況②

- 民有林における平成27年度間伐の実施状況を見ると、  
 ①事業種別では、全体の約3/4は国からの補助を受けて実施。  
 ②事業主体別では、都道府県及び市町村が2割ずつ、森林組合等が6割を占めている。

### ■間伐の実施状況

①事業種別

(単位:千ha)



②実施主体別

(単位:千ha)

事業種	実施主体			計
	都道府県	市町村	森林組合等	
国庫補助事業	43	46	153	241
地方単独事業	都道府県のみ負担			48
	都道府県と市町村が負担			9
	市町村のみ負担			7
	その他			13
計	64	66	189	319
	20%	21%	59%	

※注1:平成27年度の森林吸収源対策の実績として把握した間伐実施面積  
 (水源林造成事業を除く)

2:計の不一致は四捨五入による。

## 【参考】森林整備に係る市町村の役割の沿革

- 木材価格の低迷とそれに伴う林業者の経営意欲の低下などによる間伐等の停滞や、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の重要性の高まり等を背景に、地域に密着した行政主体である市町村の主導の下に間伐等の森林整備を推進する観点から、昭和58年の森林法改正以降、市町村の役割が強化されてきたところ。

S58

- 都道府県が指定する市町村が「森林整備計画」を作成することとする 【森林法】
- 市町村による要間伐森林(早急に間伐等の保育を実施する必要がある森林)の所有者への施業の勧告制度を追加 【森林法】

H10

- 「市町村森林整備計画」をすべての市町村(※)が作成することとするとともに、伐採・造林等の施業の規範に係る計画事項を地域森林計画から委譲 【森林法】
- 森林施業に関する以下の権限等を都道府県から市町村に委譲 【森林法】
  - ・ 伐採届の受理・伐採計画の変更命令
  - ・ 要間伐森林以外の森林の所有者への施業の勧告
  - ・ 所有者等が作成する「森林施業計画」(現在の森林経営計画)の認定

※民有林が所在する市町村

H13

- 伐採届出制度の拡充(伐採後の造林計画の届出の追加) 【森林法】

H20

- 間伐等特措法を創設(市町村が作成する「特定間伐等促進計画」を措置等)

H23

- 新たに森林所有者となった者の市町村への届出制度を追加 【森林法】
- 要間伐森林制度を不明所有者にも拡充 【森林法】

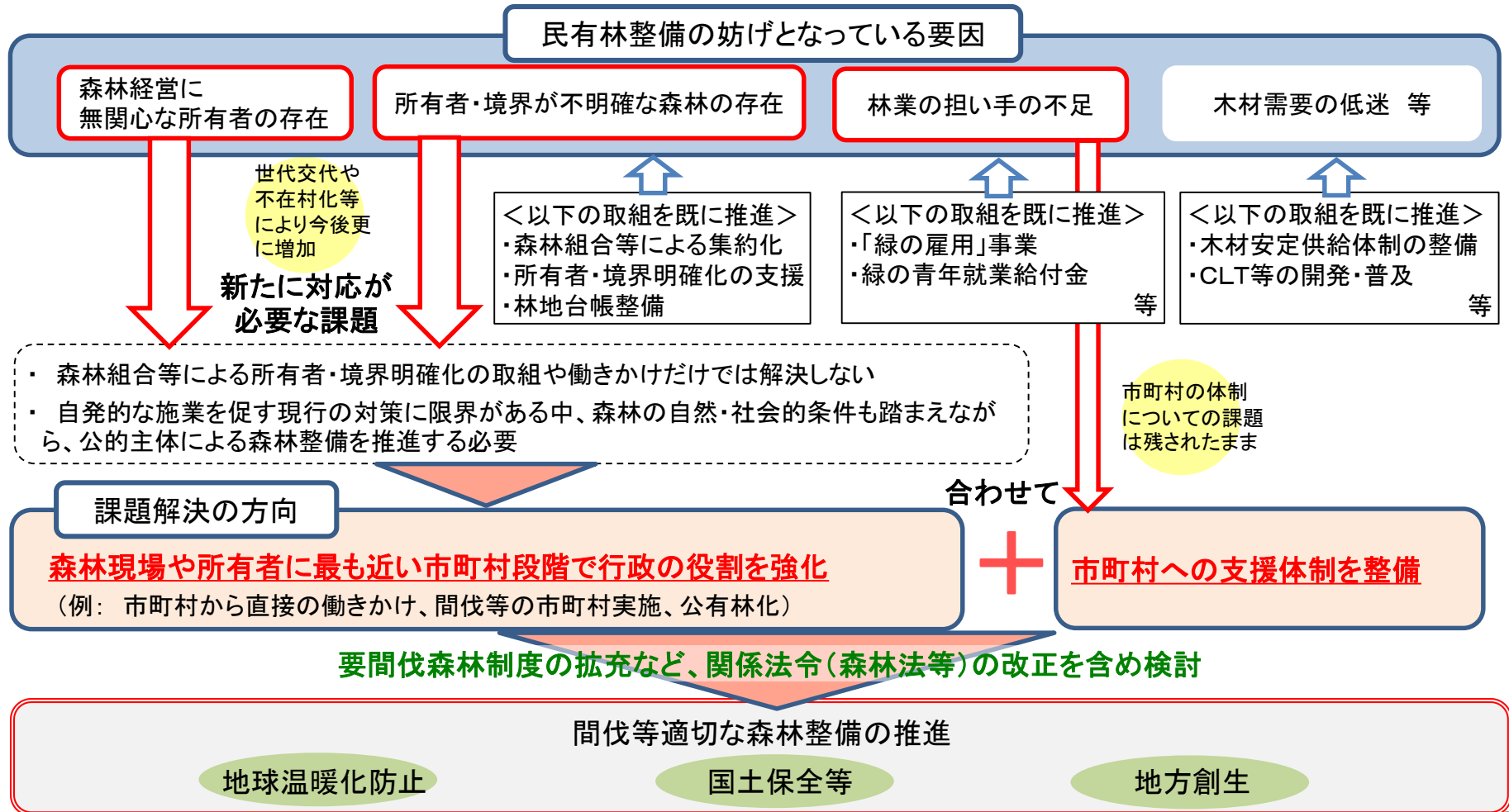
H28

- 市町村における林地台帳の整備を追加 【森林法】
- 伐採届出制度の拡充(伐採後の造林の状況報告の追加) 【森林法】

地域に密着した市町村の役割はますます重要になってきている

## 2-3. 新たな仕組みの検討(民有林整備に係わる課題解決の方向)

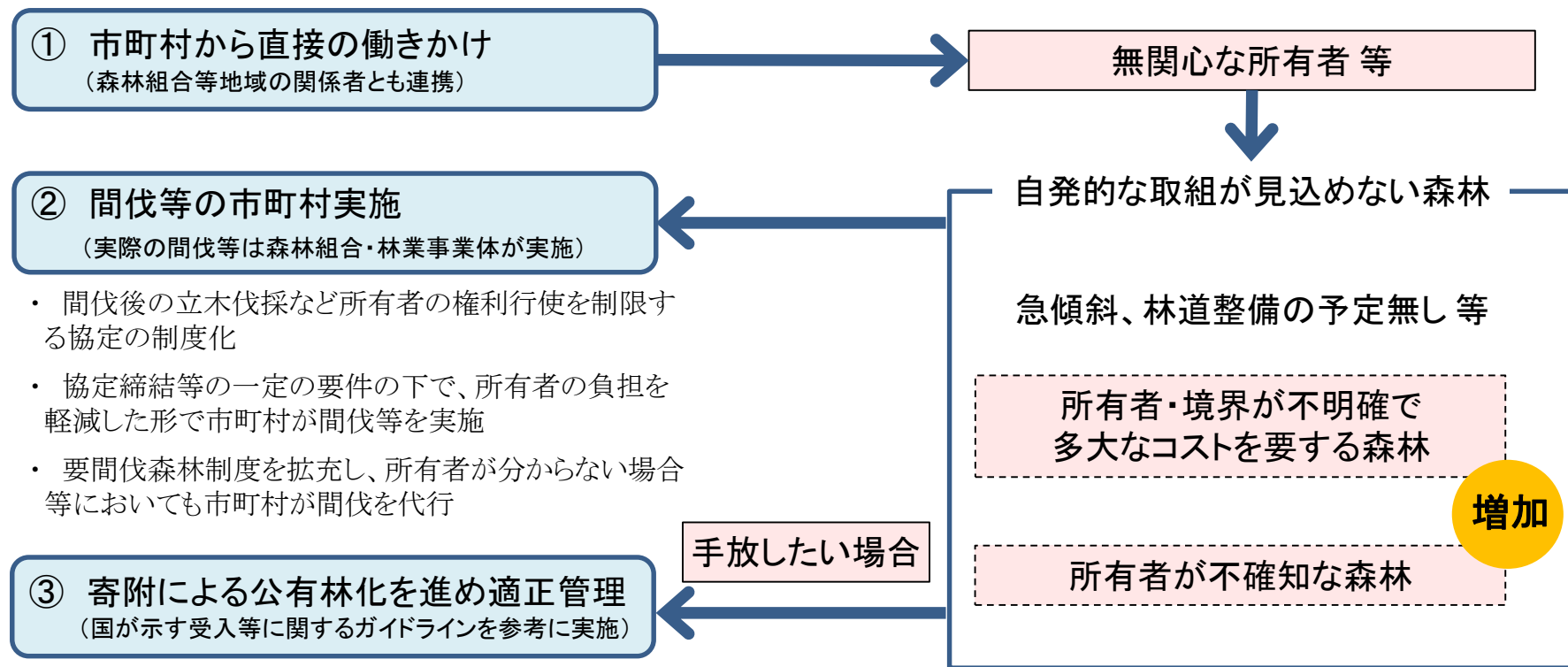
- 森林所有者や森林組合等の自発的な取組を前提に、民有林整備を推進している中で、最大のネックは、森林経営に無関心な所有者の存在、所有者不明・境界不明確で多大な時間とコストを要する森林の存在。
- その解決に向けては、森林組合等による取組にも限界があり、森林現場や所有者に最も近い市町村段階での行政の役割を強化する必要。その際、市町村で林務行政を担う職員の体制は脆弱なところが多いことから、支援体制の整備も不可欠。



## 2-4. 新たな森林整備の方向性（市町村主体の新たな仕組みの検討）

- 公益的機能の発揮が求められながら、自然的・社会的条件が不利であることにより、現行の施策では放置されている森林について、市町村が主体となって新たに整備・管理する取組を推進。
- また、このような市町村主体の森林整備によって、地元の林業事業者などの担い手が継続的かつ安定的に間伐等の作業を実施できるようになれば、地域の雇用安定にもつながる。

### ■ 市町村主体の森林整備



### ■ 市町村への支援体制の整備

#### ④ 地域における民間の林業技術者の積極的な活用等による支援体制の整備

- ・ 林業技術者の嘱託職員等としての雇用、既存の法人への業務の一部の委託を想定し、条件整備（技術者の登録・研修）

## 2-5. 市町村からの働きかけについて

**現在** 森林組合等が森林所有者に間伐等の実施を働きかけ。所有者の特定等に時間がかかるほか、収益が見込めない森林は放置。

**これから** 不在村者や長期にわたり所有森林を放置している者等に対しては、森林組合にまかせるのではなく、所有者・境界の情報を多く有し信頼性が高い市町村が、地域の関係者等と連携しながら、働きかけを行うことが必要ではないか。

今後、市町村が自ら間伐を実施したり公有林化を進める上で、その起点となる所有者の意向確認が重要となる。また、実施に向けては市町村への支援体制の整備を図ることが前提。

### 現在

- ・ 森林組合等が、森林簿、登記簿、字図などから所有者情報を取得し、ダイレクトメールなどで所有者の特定を試みている。
- ・ 宛先不明や、届いても返信がない所有者が多い。
- ・ 不在村者等にとっては、森林組合等は馴染みが薄い。
- ・ 特に地籍調査が未了な地域などでは所有者や境界の特定が困難。

#### 【熊本県の森林組合の事例】

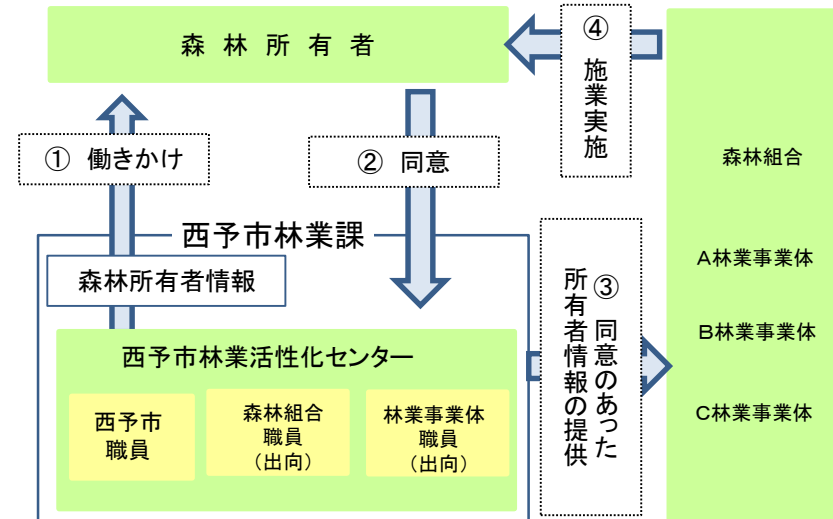
- ① 比較的民有林がまとまった地区を対象として、法務局より入手した情報を基に、森林境界の明確化と間伐への取組要請のダイレクトメールを約500通送付。
- ② 回答があったのは、送付数の3割に当たる150通余り。
- ③ 更にそのうちの約3割は山林の場所がわからず探してほしい、との依頼。

### これから

- ・ 住民の情報は、市町村が最も多く有していることから、市町村が、関係部局(地籍部局や税務部局等)・森林関係団体、集落の代表者等地域住民と連携して、所有者への働きかけを行ってはどうか。

〔森林法改正により、市町村が森林の所有者や境界の情報を記録した林地台帳を平成31年4月までに整備。〕

#### 【愛媛県西予市における連携の事例】



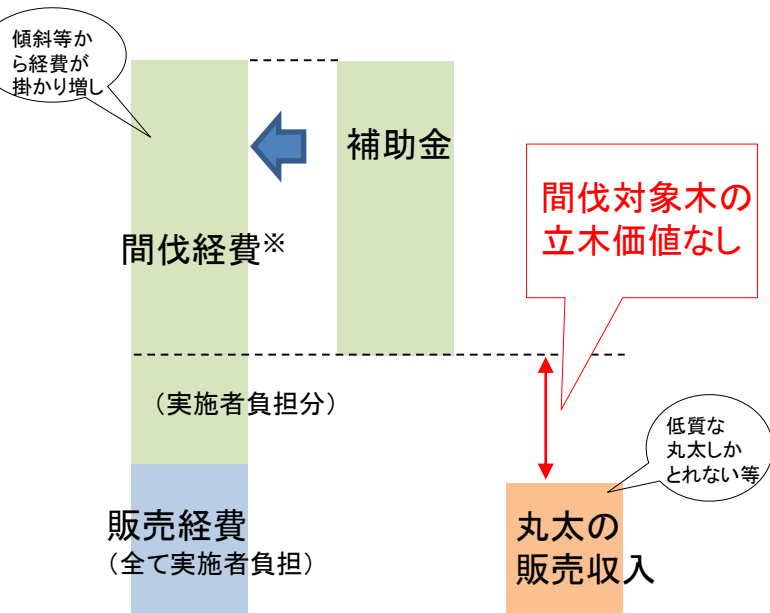
## 2-6. 間伐等の市町村実施について

**現在** 国の森林整備事業補助金は、森林組合等が自発的に行う間伐等を支援することが基本となっている。

**これから** 所有者の森林経営への関心が低下している中で、地域全体の森林の健全性を保っていくためには、例えば、協定の締結等により間伐対象木の所有権を市町村に移転するなど、森林所有者の権限の一部を市町村に委ねること等を条件に、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施することも考えるべきではないか。

**現在**

自発的な実施が期待できない間伐  
(条件が悪く、支出超過)



→ 森林組合・林業事業体から所有者への作業受託や立木買取の働きかけが期待できない

※ 間伐の実施に必要な作業路網の開設等に係る経費を含む。

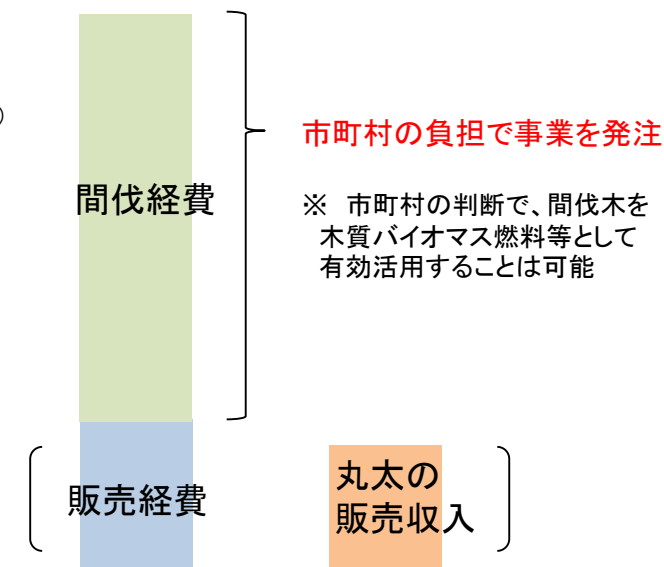
**これから**

市町村が実施する間伐

例：間伐対象木の所有権移転を条件に、所有者に現金負担を求めず実施する場合

(公益的機能の発揮が必要な森林において)

間伐対象木の所有権を移転することや、間伐後の立木伐採を一定期間制限すること等、所有者の権限の一部を市町村に委ねた上で



※ 事業の対象とする「自発的な実施が見込めない森林」については、所有者・境界が不明確で多大なコストを要する場合を含め、ガイドライン等で明確化

## 2-7. 寄附による公有林化を通じた森林の適正管理について

**現在** 森林を手放したい意向の所有者が、市町村や森林組合等に寄附や売却を申し出るケースが顕在化しているが、市町村にとっては、将来の維持管理費の負担や、境界確認などの準備が必要なこと等がネックとなり、受入れは進んでいない。

**これから** 維持管理費の負担や事前の境界測量等が可能となるような環境を整え、市町村による寄附の受入れを進めてはどうか。受け入れた森林を市町村が整備することにより、適切な維持管理を確保してはどうか。

(買取りは民間売買への影響等課題が多いことから、当面は寄附に限定。また、受入れに際しては、国がガイドライン等で示す基本的な考え方(例えば、公益的機能の高い森林を優先して行う、地域で集約化に取り組む森林組合等から買受け希望がないか確認する、伐採跡地は対象外とする等)に沿って、市町村が、地域の実情を踏まえた受入れ基準を作成。)

### 現在

#### ■ 市町村、森林組合への山林の売却・寄附に関する問合せ状況

過去5年間に於いて、山林の売却・寄附に関する問合せを受けたことがある	市町村	27.7%
	森林組合	68.1%

維持管理費等の壁

#### ■ 市町村による森林の寄附受け入れ実績

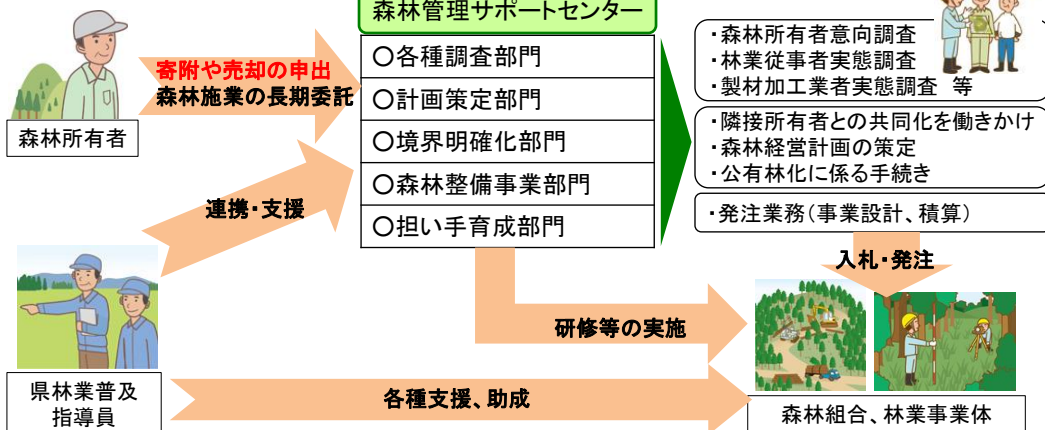
年度	件数	面積 (計:ha)
H24	34	856
H25	29	467
H26	38	1,141
H27	37	226

※ 林野庁業務資料より

### これから

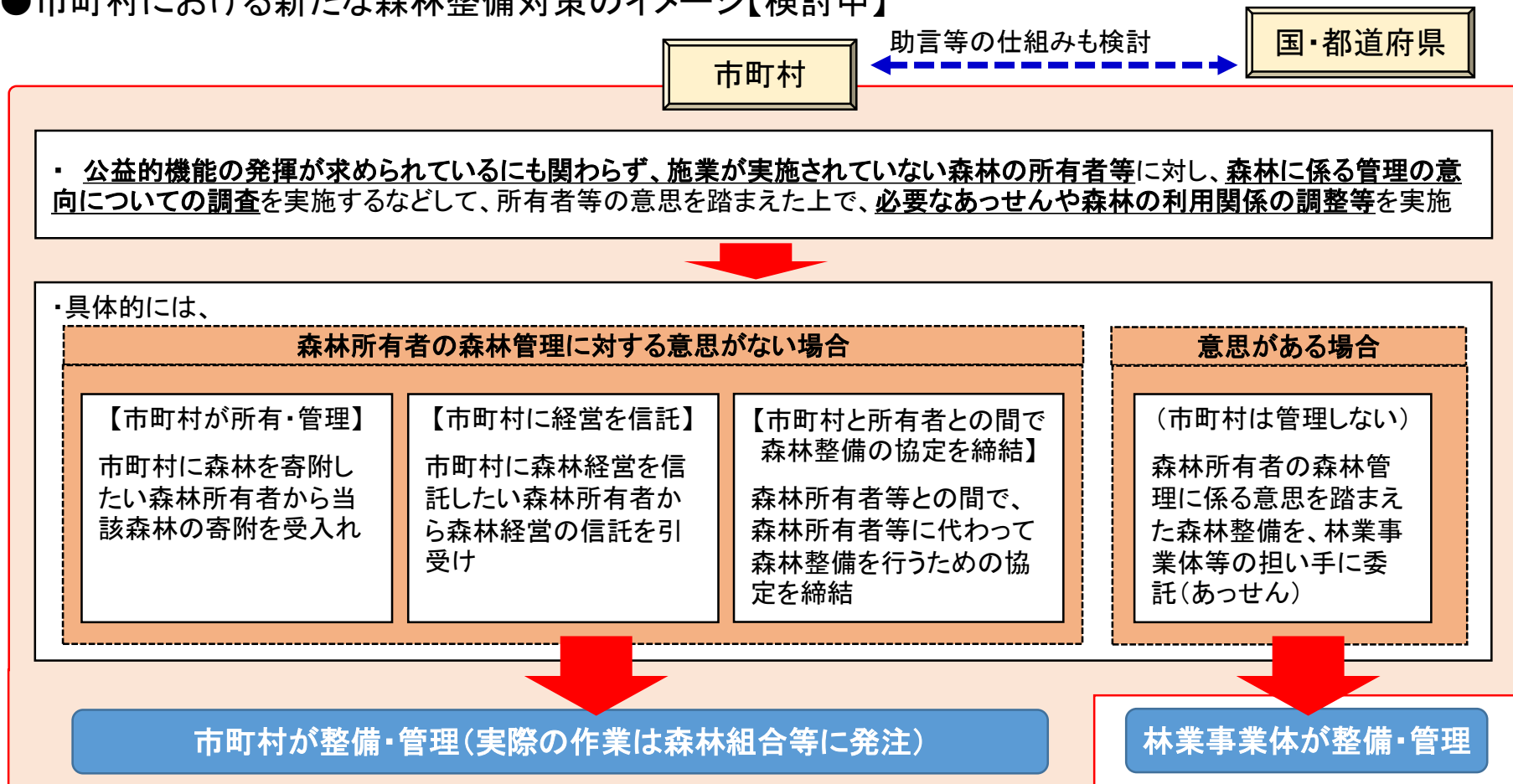
#### <公有林化の事例(徳島県那賀町)>

- 「那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、公有林化の推進等を通じ、林業による雇用の創出に取り組むことを掲げている。
- 具体的には、平成24年から、町林業振興課内に「森林管理サポートセンター」を設置し、森林組合や県林業公社等とも連携を図りつつ、
  - 公有林化に係る手続きや公有林における森林施業の発注（平成27年度公有林化実績：約8ha）
  - 公有林に隣接する民有林への共同化の働きかけ
  - 森林所有者からの森林施業・管理の受託
 等の業務を実施。



○ 市町村主体の森林整備が円滑かつ確実に進むよう、森林現場や所有者に近い市町村が、地域の実情に応じて、施業が実施されていない人工林を対象に、森林管理に係る所有者の意思の有無に応じて、公有林化、間伐、担い手へのあっせん等を進めることができるような仕組みを創設することを検討してはどうか。

## ●市町村における新たな森林整備対策のイメージ【検討中】



## ●上記に加え、要間伐森林制度の拡充についても検討

森林の所有者が不確知の場合や、要間伐森林の施業を行う者として指定すべきものがない場合などに、市町村自らが代行者になることを促進するような仕組み等を検討。



## 【参考】市町村が主体となった森林整備の例 ②(高知県佐川町)

- 町が臨時職員を雇用し所有者の意向を把握するとともに、地域おこし協力隊に林業技術習得のための研修を実施して林業の担い手を育成。町は、所有者と長期契約を結び森林管理を受託。地域おこし協力隊卒業生などの担い手が森林施業を実施。
- 町の主導で森林整備を進めるとともに地域の雇用を創出。

### 【佐川町の概要】

- ・人口 1万3千人
- ・面積 10,080ha
- ・森林面積 7,382ha  
(森林率 73%)



### ◎ 町への森林管理の委託

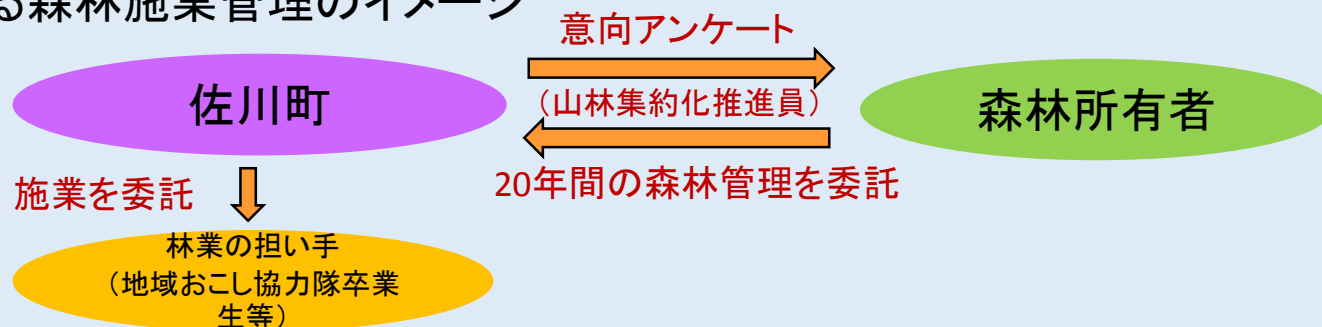
- ・ 森林所有者を調査する臨時職員を雇用(県補助金)し、所有者情報の把握と郵送による意向アンケートを実施。
- ・ 「山林集約化推進員」を任命(県補助金)し、所有者へ聞き取りによる意向アンケートを実施し、アンケートにより集約可能な森林を把握。
- ・ 町へ管理を希望する場合、20年間の契約により管理を町が実施。町は間伐等の施業を自伐型林業事業者(地域おこし協力隊卒業生も想定)へ委託。

### ◎ 担い手の育成

- ・ 地域おこし協力隊(特別交付税措置)で、林業の技術を習得。
- ・ 自伐型の林業研修をNPOに委託して実施(県補助金)

→集約対象150haのうち90haを町で管理(H28年度実績)

### ■ 町による森林施業管理のイメージ



# 市町村の体制支援について

平成29年5月  
林野庁

## <目次>

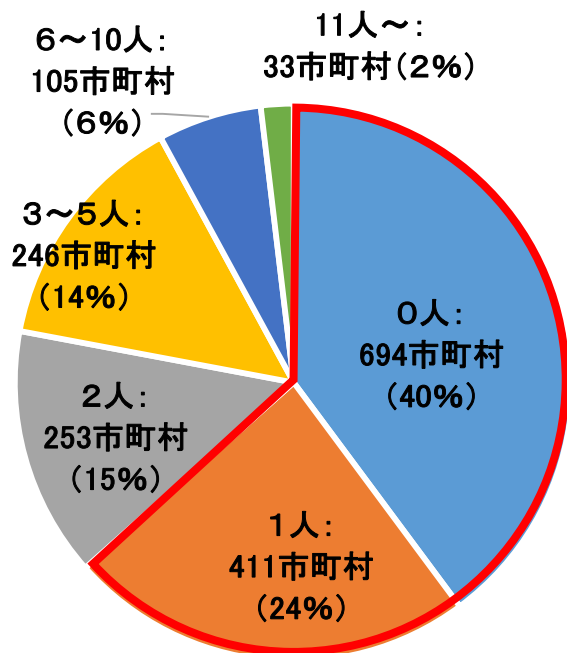
- |                          |       |   |
|--------------------------|-------|---|
| 1. 市町村の体制の現状             | ..... | 1 |
| 2. 技術者による市町村の森林・林業行政支援   | ..... | 2 |
| 3. 市町村の体制支援に関する取組        | ..... | 3 |
| 4. 自治体間連携による効率的な事務・事業の実施 | ..... | 4 |

# 1. 市町村の体制の現状

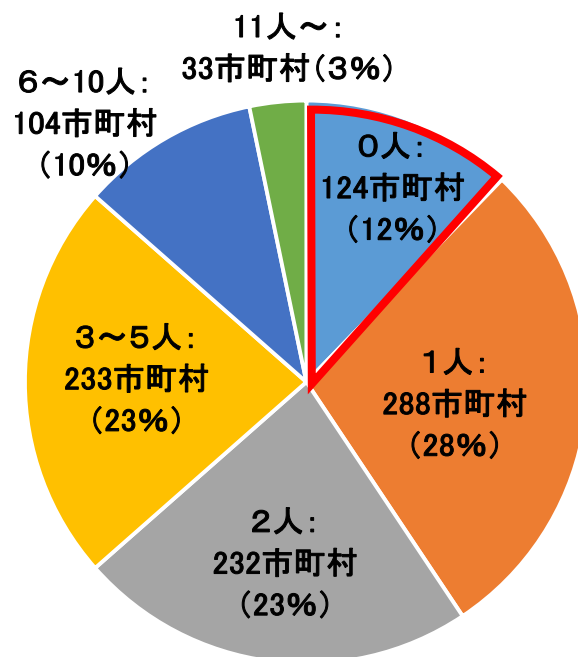
- 市町村の森林・林業担当職員は全国で3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員が0～1人程度の市町村が2/3を占めるなど、体制が十分でない市町村が多い。
- 私有林人工林が1,000ha以上の市町村(約1,000市町村。我が国の私有人工林面積の97%を占める)では、一定の職員数を確保している市町村が多いが、職員数0の市町村も約1割存在する。

## ● 市町村の森林・林業担当職員の状況

<全市町村>



<私有人工林1,000ha以上の市町村>



資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」(H28)

## 2. 技術者による市町村の森林・林業行政支援

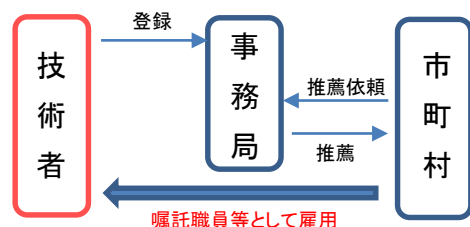
- 市町村が主体となった森林整備を進めるに当たって、森林所有者の意向調査、間伐等の事業発注、寄附の受付等の業務が発生するので、そのための市町村の実施体制を整備する必要。
- 市町村の実施体制の整備に当たっては、国による事業のガイドラインの作成、国・県のフォレスター等による技術支援、自治体間の連携等に加え、地域における民間の林業技術者の積極的な活用による支援体制の強化を図る必要。
- 具体的には、
  - ① 地域における民間の林業技術者を嘱託職員等として雇用して体制を充実することや(ケース①)、
  - ② 林業技術者が多く在籍する既存の法人に業務の一部をアウトソーシングすること(ケース②)
 を想定し、このために必要な条件整備(技術者の登録・研修等)を進めることとしてはどうか。

### ■ 林業技術に関する主な資格

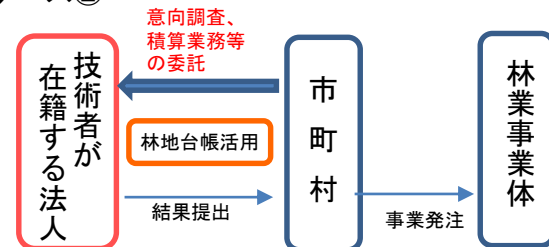
	技術士 (森林部門)	森林総合監理士 (フォレスター)	林業技士
資格	国家資格	国家資格	民間資格
試験実施者	文部科学大臣	農林水産大臣	(一社)日本森林技術協会
定義	技術士法に基づく試験に合格し、登録した者	森林法施行規則に規定する林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分に合格した者	上記協会の実施する林業技士養成研修または資格要件審査を経て資格試験に合格し、登録した者
登録者数	1,260人 (平成27年度末)	982人 (平成28年度末)	12,983人 (平成27年6月)

### ■ 林業技術者活用のイメージ

ケース①



ケース②



### ■ 林業技術者が在籍する既存の法人(例)

#### (財)K県林業従事者育成基金

設立: 平成元年

出えん団体: 県、市町村、県森連、森林組合等25

業務: 林業労働者に対する技術研修、林業労働力の確保促進に関する情報の提供等を実施

#### (社)T県森林づくり推進機構

設立: 昭和41年

正会員: 県、市町村、県森連、会社11、農林団体6

業務: 分収林事業のほか、私有林の森林経営管理の受託、県や市町村が森林を取得する場合の調査等を実施

#### 【参考1】技術支援人材バンク

W県では、平成25年から土木、建築等の技術系退職者等の情報を登録する人材バンクを設置し、市町村からの紹介申請に応じマッチングを実施。

#### 【参考2】県建設技術センター等

地方公共団体における建設行政の支援・補完等を目的に設立された法人。県や市町村が実施する建設事業に係る発注支援業務、技術研修等を実施。(平成28年4月現在、38道府県38法人が存在)

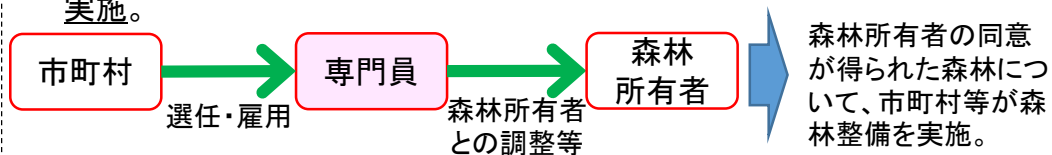
### 3. 市町村の体制支援に関する取組

- 既に一部自治体では、市町村主体の森林整備のための体制支援を行っている例が見られるところであり、このような取組を各自治体でも実施できないか。
- また、平成29年度から新たに「地域林政アドバイザー」制度を推進することとしており、これら制度を活用して市町村の体制整備を先んじて進めていくことが必要ではないか。

#### 取り組まれている事例

##### ○ 市町村における専門員の設置

- 一部の市町村においては、計画的かつ円滑に森林整備を進めるため、地域の森林に精通する者を選任・雇用し、森林所有者との調整等を実施。



##### 【専門員の業務】

- ・施業放置林の調査、森林所有者の特定
- ・整備を実施する森林の面積の確定、境界確認等の現地立会
- ・森林所有者に対する施業放置林整備に係る協定内容等の説明、普及啓発 等

##### ○ 県による円滑な事業発注に向けた支援

- 一部の県では、市町村が円滑に森林整備事業を発注できるよう、県が、歩掛、単価表、積算システムを作成して市町村に配布するとともに、設計・積算業務や施工管理・検査業務等に係る研修を実施し、市町村職員の技術力向上に取り組んでいる。

#### 参考

##### ○ 地域林政アドバイザー制度（H29年度～）

- 林野庁においては、林業技術者の活用により、市町村の森林・林業行政を支援する体制の構築に取り組む「地域林政アドバイザー制度」を推進。

##### 【地域林政アドバイザーの対象者】

森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者、技術士（森林部門）、林業技士、認定森林施業プランナー、地域精通者等で林野庁が実施する研修を受講する者 等

- 林野庁はアドバイザー候補者に対する研修を実施。
- 市町村が地域林政アドバイザーを雇用等した場合の人件費について、平成29年度より新たに特別交付税措置の対象。

##### 【基本的な実施手順】

林野庁から、林業技術者の全国組織の事務局に協力を要請。事務局からそれぞれの会員に対して情報を提供。

意向がある市町村のうち  
具体的な候補者がいない場合

市町村において具体的な  
候補者が既にいる場合  
(既に雇用している場合も含む)

都道府県から、林業技術者組織に要請。

候補者が見つかった場合、県から市町村に推薦。

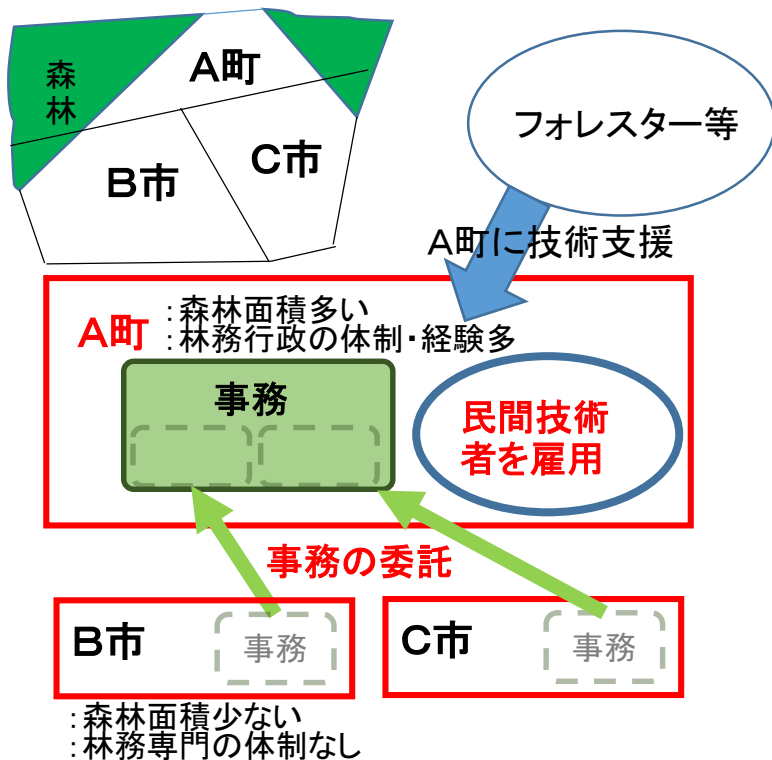
市町村は嘱託職員等として雇用。

## 4. 自治体間連携による効率的な事務・事業の実施

- 市町村ごとに森林面積や体制のバラツキが大きいことから、個々に民間技術者の雇用等を行うのではなく、自治体間の連携を図ることで効率的な実施が期待できるケースが考えられる。
- 特に森林面積の少ない市町村にあつては、森林計画の区域や他の事務・事業の広域連携の範囲も考慮しつつ、都道府県のコーディネートの下、周辺市町村との連携を検討することはできないか。

### ■ ケース1

森林面積が大きく体制も整っている市町村が、必要に応じ民間技術者を雇用しながら、周辺市町村からの事務を受託



### ■ ケース2

近接市町村が協議会を設置し、協議会の公募で選定した民間法人に対し、各々が積算業務等を委託

